

その他の産業環境対策に関する取組状況

令和6年2月20日
経済産業省 産業技術環境局
環境管理推進室

<目次>

- | | | |
|----|-----------------|------------|
| 1. | 水質環境規制関係 | P. 2 |
| 2. | 土壌汚染対策関係 | P. 8 |
| 3. | PCB廃棄物の適正な処理関係 | P.12 |
| 4. | 公害防止管理者制度の海外展開 | P.20 |
| 5. | (参考) 税制・予算措置等関係 | P.23 |

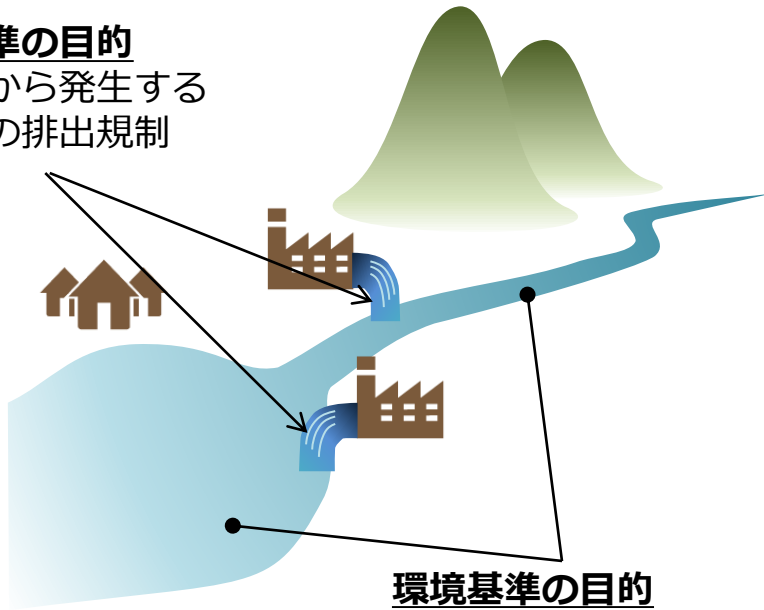
1. 水質環境規制関係

1-1. 水環境施策の概要

- 環境基本法に基づき、公共用水域における水質環境基準として健康項目（27項目）、生活環境項目（10項目）を規定。
- 環境基準の達成・維持のため、個別の工場等に対して、水質汚濁防止法において有害物質等毎に全国一律の**排水基準**（排水中の許容限度）（43項目）を規定。
- 一方で、地域によっては、**一律の排水基準では環境基準の達成が困難な場合**があり、**都道府県において条例により排水基準を上乗せすることが可能**。

排水基準の目的

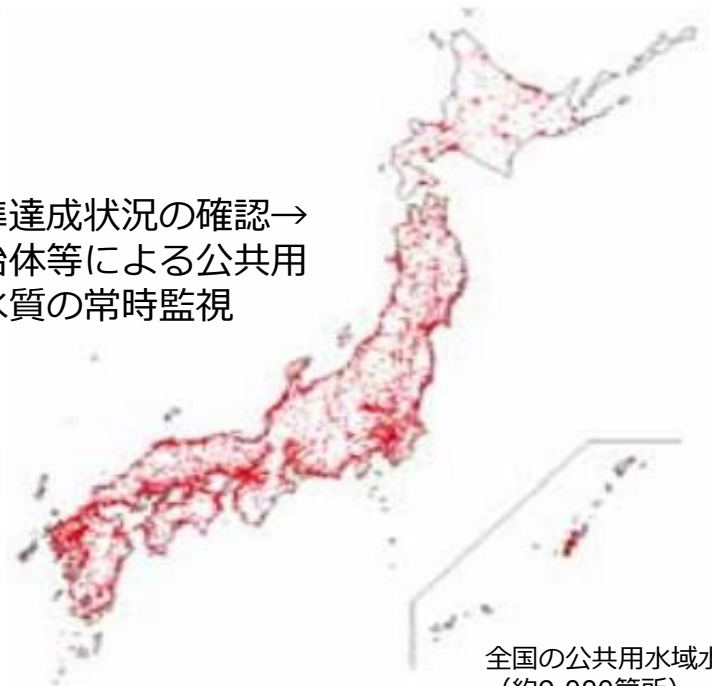
工場等から発生する
排出水の排出規制



環境基準の目的

公共用水域（河川、
海等）の水質監視

環境基準達成状況の確認→
地方自治体等による公共用
水域の水質の常時監視



全国の公共用水域水質測定地点
（約9,000箇所）
環境省公表資料より抜粋

1-2. 暫定排水基準の概要

- 水質汚濁防止法の排水基準を達成することが困難な業種については、期限を定めた上で、同基準より緩やかな暫定排水基準を設定。
- 全窒素、全リンについては、環境省において令和5年10月に改正省令が施行され、暫定排水基準が見直された。
- 六価クロム化合物は排水基準が0.5mg/Lから0.2mg/Lへ見直されたことに伴い電気めっき業の暫定排水基準（0.5mg/L）が令和6年4月1日に施行予定。
- 令和6年12月に適用期限を迎える全亜鉛については、期限後の基準等が検討されている。

【暫定排水基準の適用期間】

項目名	期限	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
ほう素	R7.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年							
ふっ素	R7.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年							
硝酸性窒素等※1	R7.6.30	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年							
全窒素、全リン (海域)	R10.9.30	5年		5年				5年				5年				5年※2				5年										
全亜鉛	R6.12.10						5年				5年				5年				3年											

※1 硝酸性窒素等：アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

※2 全窒素：天然ガス鉱業のみ3年の後2年延長

(参考) 暫定排水基準の動向

- 現在の暫定排水基準が適用されている経済産業省の所管業種は 9 業種（全体では11業種）であり、今後も基準達成に向けた取組を進めていく。

暫定排水基準値（mg/L）

期間	R4.7.1～R7.6.30			R3.12.11～R6.12.10	R5.10.1～R10.9.30	R6.4.1～R9.3.31*
業種	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等	全亜鉛	全窒素	六価クロム
ほうろう鉄器製造業	40	12				
金属鋳業	100			5 → 一般		
電気めっき業	30	日排水量50m ³ 未満：40 日排水量50m ³ 以上：15		5 → 4		0.5
貴金属製造・再生業			2800			
酸化コバルト製造業			120 → 一般		許容限度：300 → 200 日間平均：100	
ジルコニウム化合物製造業			600 → 350			
モリブデン化合物製造業			1400 → 1300		許容限度：4100 日間平均：3100	
バナジウム化合物製造業			1650		許容限度：4100 日間平均：3100	
天然ガス鋳業					許容限度：160 日間平均：150	
（参考）一般排水基準	10	8	100	2	許容限度：120 日間平均：60	0.5→0.2

*改正省令公布：R6.1.25
施行予定：R6.4.1

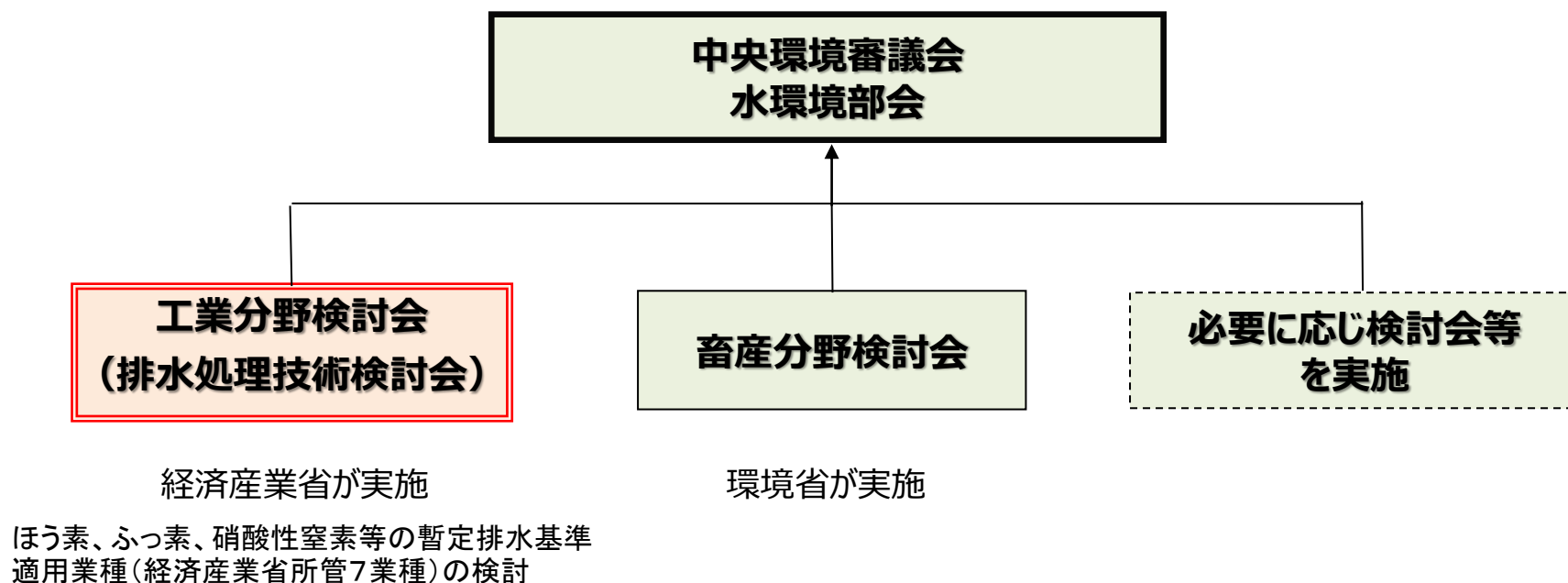
暫定排水基準 変更なし

暫定排水基準 変更あり

1-3①. 暫定排水基準の見直しに関する取組について

- 経済産業省では、所管業種（7業種）に適用されているほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準見直しにあたり、毎年度、工業分野検討会を実施。
- ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準は令和7年6月末に適用期限を迎える。

【工業分野検討会の位置づけ】



1-3②. 暫定排水基準の見直しに関する取組について

- 工業分野におけるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等については、一般排水基準が設定された平成13年度以降検討を行ってきたが、更なる低減に向けた技術や代替物質の開発等が困難な状況であり、業種毎に多様な課題がある。
- 次回の見直しに向けて、令和5年度も引き続き、暫定排水基準適用事業場の取組状況の把握や技術的な助言等、フォローアップを行っている。

<工業分野検討会における技術的助言やフォローアップ等を踏まえた各業界の取組状況>

※その他5業種についても、同様の取組を実施

ほうろう鉄器製造業（対象物質：ほう素、ふっ素）

- スプレーの自動化により適切な塗薬使用量のコントロールが可能となり塗薬使用量・排水量の削減が可能となる。
- 湿式から乾式ブースにし、塗薬は再利用・回収することで、塗薬排水をなるべく出さない仕様に変更。
- 脱水ろ液の返送先を凝集処理の前段に変更する工事を実施。

電気めっき業（対象物質：ほう素、ふっ素）

- 各事業場が、代替薬品への切替え、めっき液中の使用管理濃度の低減、めっき液のくみ出し量の削減、めっき工程の見直し、定期的に排出する中高濃度廃液の平準化や外部処理委託等を行い、排水中のほう素、ふっ素の濃度の削減に努めている。
- ほう素、ふっ素を含む廃液のうち産業廃棄物として処理することにより、排水中のほう素、ふっ素濃度低減となる手法を検討する。このため、産業廃棄物処分業者の情報を、業界にて収集し、事業者への共有を検討している。

2. 土壤汚染対策関係

2-1. 土壌汚染対策法の最近の動向

- 土壌汚染の状況の把握に関する措置を定めた土壌汚染対策法は、平成14年に制定され、その後の施行状況を踏まえ、これまでに2回改正されている※。
- 土壌汚染対策法における特定有害物質は26種。各物質の基準値は、環境基準等の見直しを踏まえて適宜追加等されている。

※直近の法改正施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、見直し等が検討される。（改正法附則第7条を参照）

（法改正のポイント）

平成21年改正・・・調査のきっかけを増やす、健康リスクの考え方を理解してもらう、汚染土壌をきちんと処理してもらう
平成29年改正・・・土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進する

（特定有害物質の見直しの動向）

年月日	対象項目・改正内容		環境基本法	土壌汚染対策法		
			土壌環境基準 (mg/L)	土壌 溶出量基準 (mg/L)	第二 溶出量基準 (mg/L)	土壌 含有量基準 (mg/kg)
平成26年8月1日	1,1-ジクロロエチレン	環境基準の見直し（緩和） 溶出基準等の見直し（緩和）	0.02 →0.1	0.02 →0.1	0.2 →1	－
平成29年4月1日	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	土壌環境基準の追加 土対法の特​​定有害物質に追加	0.002	0.002	0.02	－
	1,4-ジオキサ​​ン	土壌環境基準の追加	0.05	－	－	－
平成31年4月1日	1,2-ジクロロエチレン	物質の見直し シス体とトランス体とを合わせた 1,2-ジクロロエチレンとして指定。	0.04	0.04	0.04	－
令和3年4月1日	カドミウム及びその化合物	環境基準の見直し（強化） 溶出基準等​​の見直し（強化）	0.01 →0.003	0.01 →0.003	0.3 →0.09	150 →45
	トリクロロエチレン	環境基準の見直し（強化） 溶出基準等​​の見直し（強化）	0.03 →0.01	0.03 →0.01	0.3 →0.1	－

2-2. 土壤汚染対策等に関する主な課題

- 経済産業省が実施している「土壤汚染対策法の運用上の課題に係る調査」における土壤汚染対策等検討会の委員等から、土壤汚染対策法及びその運用等の課題について意見があった。
- 土壤汚染対策法の2度の改正により、制度が複雑化。
- 地歴調査で必要となる、過去から現在までの有害物質の使用・管理状況に関する情報の保管、引継ぎが十分に行われていない。
- 土壤調査や対策費用等に係る土地所有者や事業者負担が大きく、土地の有効活用の障壁となっている。
- その土地が本来有する潜在的な価値よりも低く見られる等の懸念から、区域指定を忌避する傾向があり、短期間で汚染除去が可能な掘削除去という高コストかつ環境負荷の高い、過度な措置がとられるケースも多い。
- 廃業時に土壤汚染調査、措置が必要であることを認識する事業者等も多く、操業中からの土壤汚染対策の必要性が認識されていない、等。



こうした意見を踏まえ、経済産業省でも、特に中小企業事業者向けに広報を進めている

2-3. 経済産業省における土壌汚染対策に関するこれまでの取組

- 土壌汚染対策に関する理解促進のため、ガイドブック、映像資料の作成、説明会の開催のほか、事業者が抱える課題等の調査を継続的に実施。

<令和5年度>

臨海部特例区域の活用、地歴調査に関する課題等を調査・検討。事業承継や操業中における土壌汚染対策の重要性の理解促進のため、セミナー（オンデマンド配信：令和6年2月1日～3月10日）を実施中。

【講演内容】

- ・ 土壌汚染対策法に関わる事業の承継
- ・ 土壌汚染地の売買・相続等に関する法制度
- ・ 土壌汚染の対策及び汚染地活用事例

<令和4年度>

土壌汚染対策の取組を推進するためのガイドブック作成、事業者が抱える課題等の調査。

<令和3年度>

土壌汚染対策法の理解促進のための映像資料の作成、事業者サイドの課題等の抽出・整理及び対応策を検討。



土壌汚染対策に関する簡易ガイドブック（PDF）



土壌汚染対策法の理解促進のための映像資料

3. PCB廃棄物の適正な処理関係

3-1. PCB廃棄物について

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、主に電気機器の絶縁油（変圧器、コンデンサー等）として使用されていたが、毒性を有することから、カネミ油症事件以降、昭和47年に国内での生産・輸入を禁止。
- 高濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の事業エリアごとに処分期間が設定。昨年度末、全エリアの処分期間が終了。
- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき、令和9年3月31日までの処分が義務付け。期間内の処分を目指して取組を進めていく。

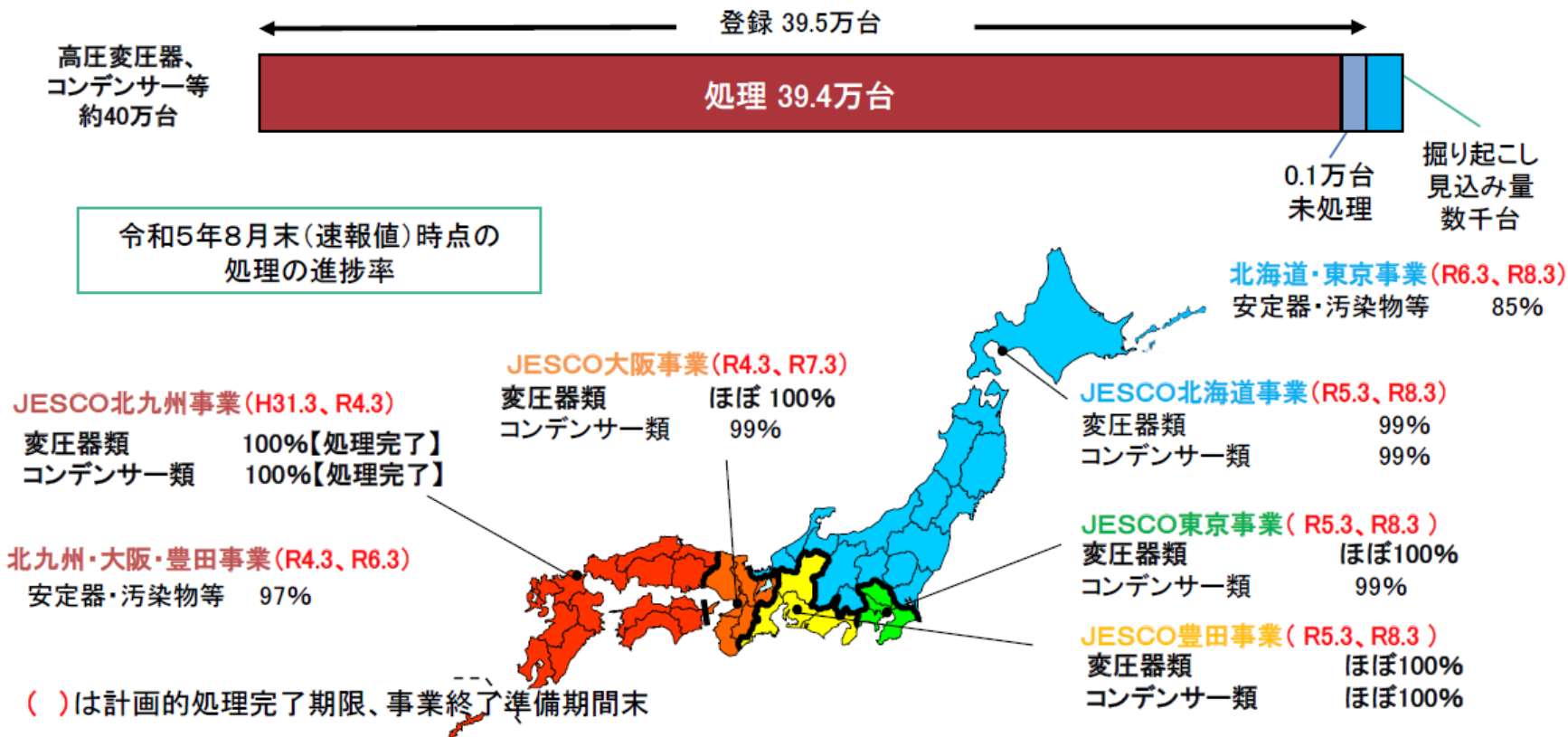
【参考】PCB廃棄物の分類

廃棄物	定義	処分先	処分期間
高濃度 PCB 廃棄物	・PCBを使用した電気機器廃棄物 （PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの）	JESCO（5事業所）	令和5年3月末で終了 （JESCOでの処理は事業終了 準備期間まで継続）
低濃度 PCB 廃棄物	・PCB濃度が0.5mg/kgを超え5000mg/kg以下の PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等 （非意図的にPCBが混入した廃棄物） ・PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下の 可燃性のPCB含有廃棄物	無害化処理認定施設 都道府県事業等許可施設 （33施設）	令和9年3月末

3-2. 高濃度PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況

- 変圧器、コンデンサーの登録台数に対する処理の進捗率は、全国平均で変圧器約99%、コンデンサー約99%となっている。
- 安定器・汚染物等の登録台数に関する処理の進捗率は、全国平均で約90%となっている。

<参考：高濃度PCB廃棄物 JESCO処理状況>



3-3. 低濃度PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況 1

- 低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月末の処分期限に向けて、無害化処理認定施設において処理を行っている。
- また、PCBに汚染されている使用中機器を、使用中のまま廃止することなくPCBを除去出来る手法として課電自然循環洗浄法を確立。現在も、適用範囲拡大に向け検討を進めている。

<参考：低濃度PCB廃棄物等の処理の進捗状況>

低濃度PCB廃棄物等の処理の進捗状況

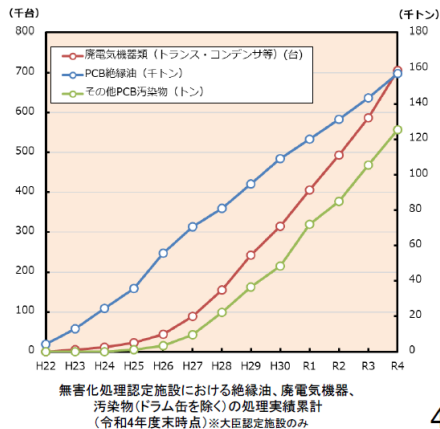
- 低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月末に向けて処理を実施中
→引き続き、今後の低濃度PCB廃棄物処理体制（焼却処理施設25カ所、洗浄施設8カ所）の維持に向けた取組・検討を進める。※処理体制は令和5年8月1日時点
- 低濃度PCB使用製品については、余寿命を有する機器が多数等の廃棄における課題が存在
→経産省等とも連携し、使用製品の実態把握の加速化及び廃止に向けた取り組みを促進する。

●低濃度PCB廃棄物の処理状況

【令和4年度末における処理実績（無害化処理事業者）】

- (1) PCB絶縁油：13,785t
- (2) 廃電気機器類（トランス・コンデンサ等）：118,669台
- (3) その他汚染物：19,918t + ドラム缶21,365本

令和4年度末 処理実績	令和4年度末 処理実績（累計）	（参考）保管中の潜在量 推計【令和元年度時点】
約119千台	約706千台	約328千台



<参考：課電自然循環洗浄WGにおける検討>

使用中の微量PCB含有電気機器の使用中段階からの対策を検討することを目的として課電自然循環洗浄WGを設置

- 「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」
（H27年3月制定、H29年3月改正、R2年12月改正）
- 対象機器やPCB上限濃度の要件拡大に向け検討中。

※現在の対象要件：絶縁油量2000L以上、PCB濃度 10 mg/kg以下

【課電自然循環洗浄法 実績】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
実績件数 (届出日基準)	10	24	31	36	431	415	442	508

出典：経済産業省調べ

3-4. 低濃度PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況 2

- 令和5年10月16日に第32回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、環境省が提示した「低濃度PCB廃棄物の早期処理に向けた方針（案）」を元に、今後の実態把握や早期処理に向けた対応について議論がなされた。
- 今後、実態調査の結果を踏まえ、制度的な対応の必要性や新たな支援策等について議論が行われていく予定であり、こうした動きを注視していく必要がある。

低濃度PCB廃棄物の早期処理に向けた方針（案） 抜粋

2. 低濃度PCB廃棄物の実態把握に向けた対応

- ・令和3年度に作成した低濃度PCB含有機器の調査の手引きを活用した低濃度PCB廃棄物の早期確認を促進しているが、**令和5年度(2023年度)には経済センサスを用いて実態把握の実施状況を調査する予定**としている。
- ・使用中を含めた低濃度PCB含有物の把握のため、封じきり機器等のPCB濃度測定が困難な機器の対応について引き続き検討するとともに、**制度的な対応の必要性等**を検討する。

3. 期限内かつ早期の処理に向けた対応

（2）使用中機器の処理促進に向けた今後の対応

- ・PCB廃棄物についてはPCB特措法第3条に基づき、**使用製品の廃棄に努めることが所有事業者の責務**とされている。高濃度PCBの使用製品についてはPCB特措法第18条で**使用製品を廃棄物と見なすことができる**とされているが、**低濃度PCB含有疑い機器については規定されていないため、制度的な対応の必要性等**を検討する。
- ・使用中の低濃度PCB含有機器の最小化に向けて、**使用が長期化した場合には、適正に処理することが困難となる恐れがあること**について、**説明会等**を通じて引き続き広報・啓発活動を行う。

（3）処理促進のための新たな支援策の検討

- ・分析費や処理費の現状を調査するとともに、**期限内処理の早期実現のために必要な支援策について検討**する。

3-5. 低濃度PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況 3

- 環境省は低濃度PCB使用製品等の実態把握のため、関係省庁から各業界団体を通して事業者へアンケートの調査依頼を実施。（調査期間：令和5年12月～）
- 集計結果を元に、今後重点的に対応する業界や分野についての絞り込みや、処理の加速化に向けた方策等を検討する。

低濃度PCB含有機器及び低濃度PCB廃棄物の実態調査



■ 目的

- ・ 令和9年3月31日のPCB廃棄物の処理期限に向けて低濃度PCB使用製品等を所有する可能性がある事業者が行う当該製品等の所有有無調査の実施状況を調査する。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の保管量の実態把握を行い、処理の加速化に向けて今後重点的に対応する業界や分野について絞り込みを行うことを目的とする。

■ 実施方針

- ・ 低濃度PCBを含有する機器等を所有する可能性がある対象者の業種別のリストを作成し、業界団体等を通じて所有有無調査の実施状況に関する調査票をメールベースで配付してもらい回答を得る。

■ 実施対象・実施方法

- ・ 平成6年以前に事業所を開業した事業者に対して、WEBアンケートを実施する。

■ 今後の対応

- ・ 今年度中にアンケート調査を行い、集計した情報を元に、今後重点的に対応する業界や分野について絞り込みを検討する。

3-6. PCB廃棄物の適正な処理推進に関する説明会（令和5年度）

- これまで経済産業省は環境省と連携し、平成27年度から毎年全国各地で説明会を開催。
- 開催時期や参加者のニーズに応じて講演内容を構成し、これまでに延べ6,413人(会場)、3,051人（ライブ配信）が参加。また、いつでも視聴できるようオンデマンド配信を実施。

開催概要

実地

- ・ **6都市**：411人参加
札幌(10月6日) 名古屋(10月13日)
大阪(11月2日) 福岡(11月10日)
広島(11月17日) 東京(12月1日)

オンライン

- ・ **ウェビナー**：1393名参加
- 10月20日、11月8日、11月29日
- ・ **オンデマンド配信**：2259回視聴※令和6年1月11日現在
- 令和5年10月～令和6年3月末まで配信

講演内容

1. PCB廃棄物の適正な処理の推進について
2. PCB含有電気工作物の規制等について
3. 低濃度PCBの調査及び適正処理について

広報

- ・ 特設HP開設、FAQ公開
- ・ 経済産業省X(旧Twitter)
- ・ チラシ・ポスター等配布、掲示
- ・ 広告掲載
- ・ 案内メール
- ・ メールマガジン

ポスター、チラシ



特設HP（FAQ掲載）

<https://www.pcb2023.go.jp/faq.html> ※令和5年度中公開

PCB廃棄物の処理（PCB特別措置法）について

1. 今後、高濃度PCBが発見された場合、どうしたらよいか。また、罰則等を受ける可能性はあるのか。
2. 低濃度PCBと微量PCBの違いについて教えてください。
3. 低濃度PCB汚染の可能性がある電気機器は製造時期から判断できるのか。
4. 低濃度PCB廃棄物の処理期限はいつか。また、処理期限を過ぎてから見つかった場合、罰則等を受ける可能性はあるのか。
5. スtockホルム条約ではPCB濃度50ppm以上の使用中の機器の廃絶と適正な管理が求められていると聞いたが、50ppm未満の廃棄物も処分が必要なのか。
6. 微量PCBの混入の可能性を否定できない安定器はどのように処理すればよいのか。
7. 低濃度PCB廃棄物の処分に補助制度はないのか。

3-7. 中小企業者等の負担軽減措置（助成制度）

● 中小企業等処理費用及び収集運搬費用軽減制度

● 助成対象: 中小事業者等の**高濃度PCB廃棄物の処理・収集運搬費用**※1

高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出する

● 助成率: 中小企業者等は処理及び収集運搬費用※1の70%を軽減

特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処理及び収集運搬料金の95%を軽減**

※1 収集運搬費用の助成は令和2年10月1日以降の契約から対象

● 低利融資制度：日本政策金融公庫における貸付制度（H29年4月運用開始）

● 制度対象：自ら保有する**高濃度PCB廃棄物**及び**低濃度PCB廃棄物**をJESCOや無害化認定施設等において処理しようとする者

● 融資種類：上記、PCB廃棄物処理の運転資金(①保管費-②運搬費-③処分委託費)*2

※2 中小企業等処理費用軽減制度分は除く



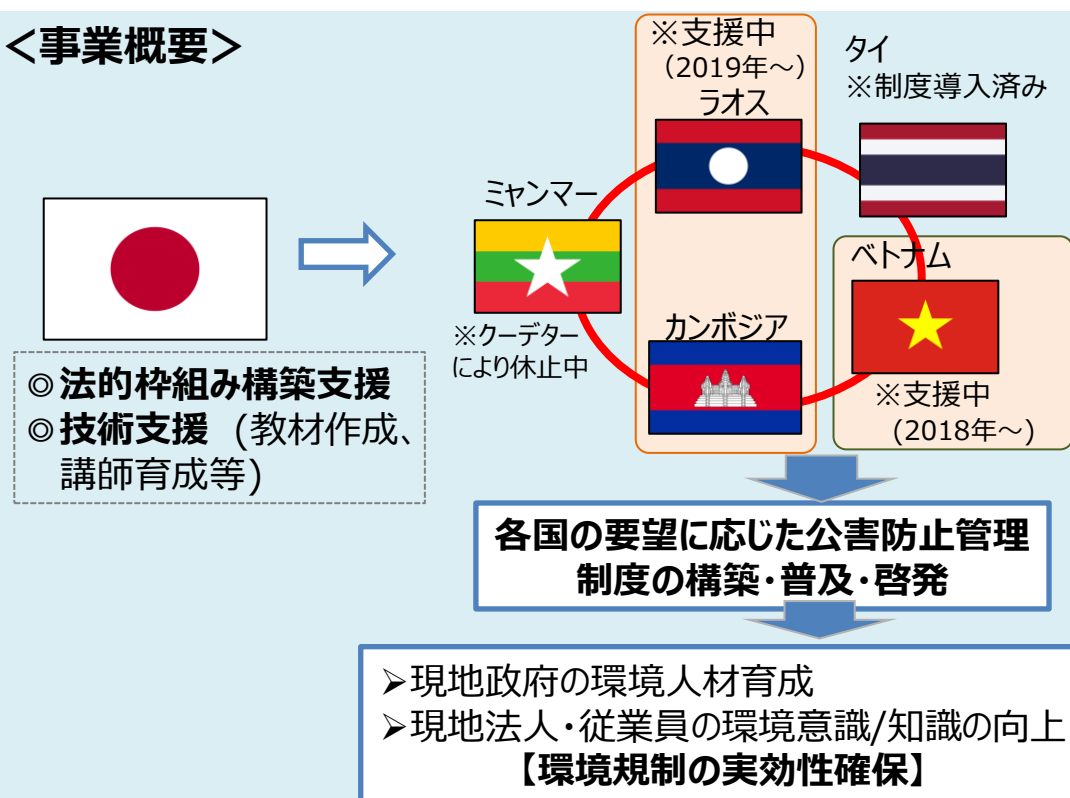
4. 公害防止等に関する国際協力

4-1. 公害防止等に関する国際協力（メコン各国への支援概要）

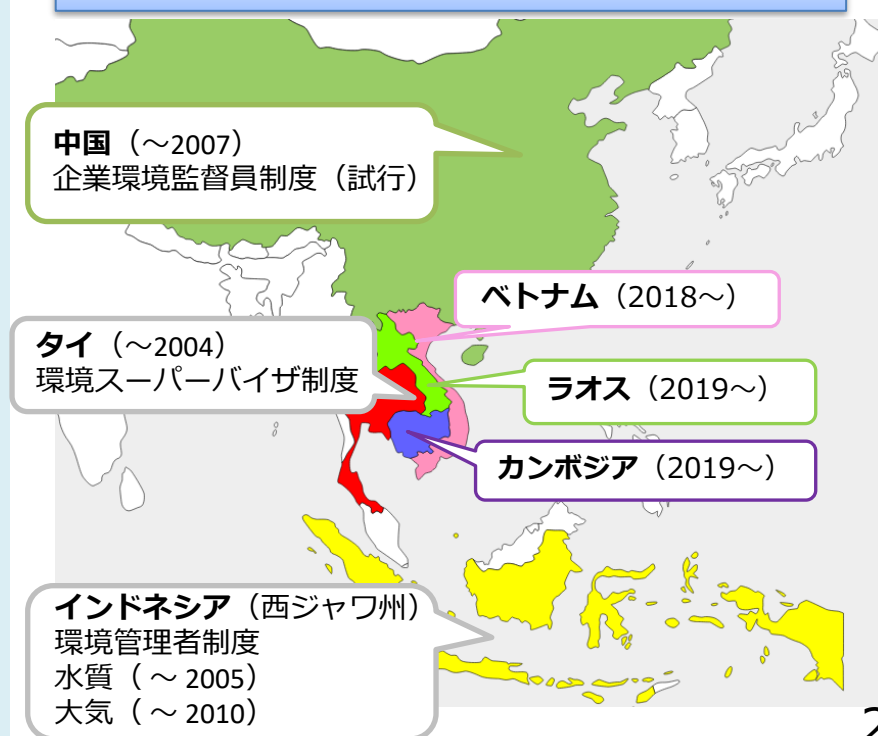
- メコン各国では近年工業化が進展。これに伴い環境問題(大気・水質汚染等)が一部で顕在化。**公害を未然に防止**するためには、企業の環境汚染防止に関する知識や管理体制を充実させる必要。
- 係る観点から、工場内に環境管理体制の整備、有資格者の選任を義務付ける**日本の公害防止管理者制度をメコン各国に導入または活用**することは有効。工場等における環境管理能力の向上を図り、規制の実効性確保を目指す。

※工場内における環境管理体制の整備、有資格者の選任を義務付ける制度
これまでもアジア諸国（タイ、インドネシア、中国）に対し、制度構築支援を実施。

<事業概要>



公害防止管理制度の構築支援の事例

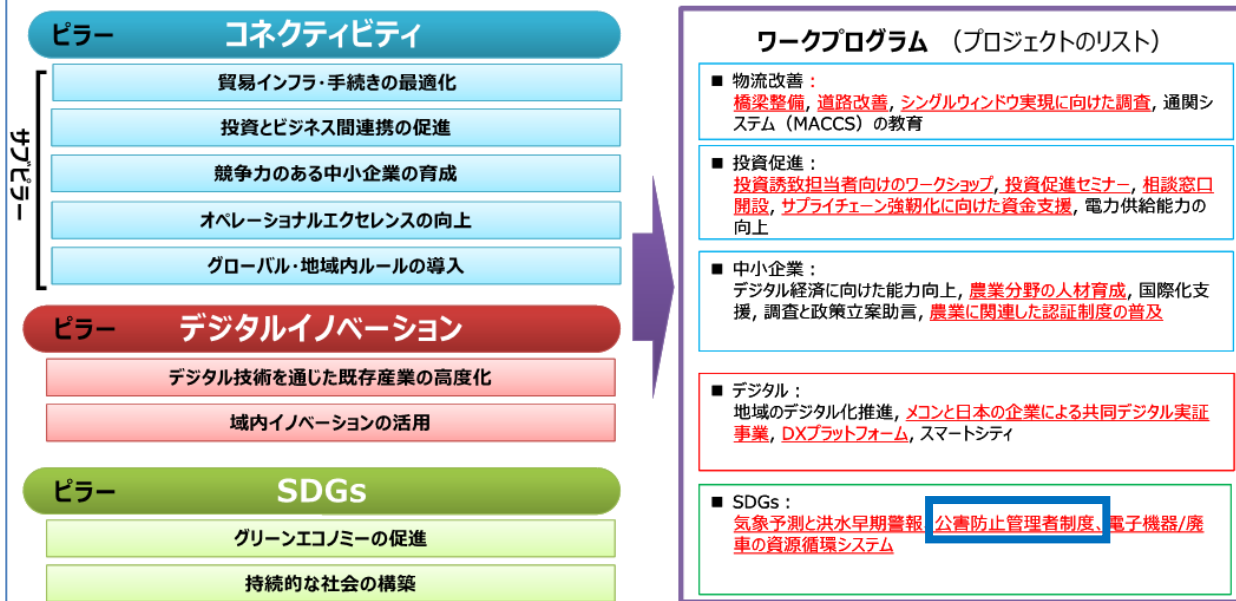


4-2. 公害防止等に関する国際協力（令和5年度の活動概要）

- 日メコン経済大臣会合において合意された「日メコン産業開発ビジョン2.0」のワークプログラムに基づき、メコン各国における公害防止管理者制度の構築支援を継続。
- ベトナムでは、大気汚染防止に関する技術テキスト作成支援するとともに、水質模擬講習を実施。ラオス、カンボジアでは、公害防止管理者設置等に関する省令案作成のサポート、公害防止に関する理解促進等のための現地ワークショップを開催。

メコン産業開発ビジョン2.0に基づく「ワークプログラム」の概要

- ワークプログラムは、政府と開発パートナーからの提案に基づき、現時点で合計25のプロジェクトにより構成（コネクティビティ17件、デジタルイノベーション 4 件、SDGs 4 件）。
- ワークプログラムは、各国と開発パートナーの準備が整えば、来年の検討サイクルの中で更にプロジェクトを追加し、今後も進化。



ベトナムにおける水質模擬講習会の様子（2024年1月）



- 支援の3本柱
①コネクティビティ、
②デジタルイノベーション、
③SDGs
- 「公害防止管理者制度」は、SDGsに係る支援としてプレイアアップ。

(参考) 税制・予算措置等関係

参考 1 . 株式会社日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金

- 中小事業者が、大気汚染防止・アスベスト対策、水質汚濁防止等の公害防止施設の設備導入を行う際の設備導入等資金や、PCB廃棄物の処分委託費等に対する融資制度。

	貸付限度額※ 1		貸付期間※ 1	貸付利率		適用 期間
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業※ 2	国民生活事業	
大気汚染関連	7億2,000万円 (2億5,000万円) 以内		20年 (7年) 以内	特別利率③		令和 7 年度末
水質汚濁関連				特別利率②		
アスベスト対策関連		7,200万円 (4,800万円) 以内		特別利率②	特別利率 B	
PCB廃棄物対策関連				特別利率③※ 3 基準利率	特別利率 C ※3 基準利率	
産業廃棄物・3R関連				特別利率② 特別利率③	特別利率B 特別利率 C	
土壌汚染対策関連				基準利率、 特別利率③	基準利率、 特別利率 C	

※1 括弧内は運転資金の場合

※2 中小企業事業において、特別利率限度額（4億円）を超える部分については、基準利率

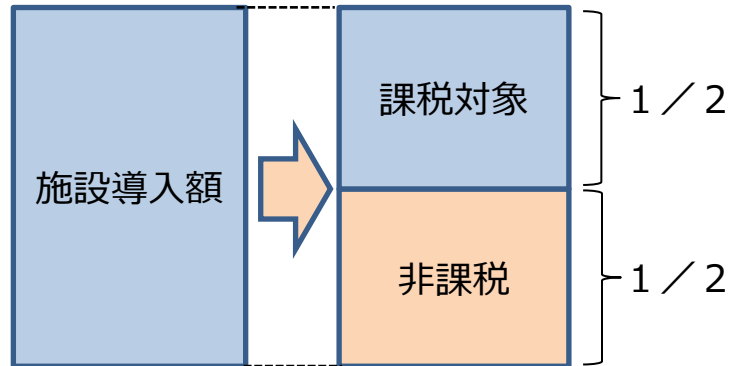
※3 P C B 廃棄物対策関連の利率は、高濃度 P C B 廃棄物については特別利率③（特別利率 C）、その他は基準利率

参考2. 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

- 汚水又は廃液処理施設への設備投資に対して、固定資産税の課税標準を減ずるもの。

対象施設	特例率	適用期限
汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	1 / 2 を参酌して 1 / 3 ～ 2 / 3 の範囲内 において市町村の条例で定める割合	令和7年度末 まで延長予定

(特例率が 1 / 2 とされた場合)



(汚水又は廃液処理施設の例)



令和4年度（2022.4.1～）の改正事項

- これまで、一般排水基準・暫定排水基準のいずれも対象としていたところ、**暫定排水基準適用業種※のみに限定**することとなった。

①畜産農業、②金属鋳業、③天然ガス鋳業、④ほうろく鉄器製造業、⑤貴金属製造・再生業、⑥電気めっき業、⑦下水道業、⑧酸化コバルト・ジルコニウム化合物・モリブデン化合物・バナジウム化合物製造業、⑨旅館業

参考 3. 令和5年度中小企業等産業公害防止対策調査事業等

- 産業公害防止及び環境保全のための政策立案の観点から、各地域や海外の状況も踏まえた産業公害防止対策の現状及び有効な対策等に関する各種情報・データについて、民間企業等を活用した調査等を実施。

＜令和5年度に実施している14事業＞

実施主体	事業名
経済産業省	揮発性有機化合物（VOC）排出削減効果の検討等業務
	排水処理技術動向調査（ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等フォローアップ等調査）
	土壌汚染対策法の運用上の課題に係る調査
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理促進に関する広報支援業務等
	カンボジア王国、ラオス人民民主共和国における公害防止管理者法制度構築等支援調査
	デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直しに向けた調査事業
北海道経済産業局	北海道の工場等の公害防止に関する実態調査及び廃棄物の減容化に向けた固形燃料化事業の可能性調査
関東経済産業局	VOC排出抑制の取組実態調査事業
中部経済産業局	VOC排出抑制及びPCB廃棄物の適正処理に関するセミナー
近畿経済産業局	地域企業等の共創による環境負荷低減支援事業
中国経済産業局	環境負荷物質の低減及び公害防止関連設備の運用改善等環境ソリューションに関する調査
九州経済産業局	面的環境共存経営推進課題調査事業
経済産業省※	ベトナム環境管理人材育成支援